



SUPPORTING
CHINA
BUSINESS

LT Commerce Consultants (Shanghai) Co., Ltd.

(日 文 訳)

企業所得税の過渡期優遇政策の執行要求問題をより明確にすることに関する通知

国家税務総局
国税函[2010]157 号
2010 年 4 月 21 日

各省、自治区、直轄市および計画単列市の国家税務局、地方税務局：

『財政部、国家税務総局の企業所得税優遇政策執行の若干問題に関する通知』（財務[2009]69号）の関係する規定にもとづき、ここに企業所得税過渡期優遇政策の執行問題について、以下のとおりに更に明確にする。

一、居民企業の適用税率および半減徴税選択の具体的な範囲確定問題について

- (一) 居民企業が高新技術企業と認定され、同時にまた『国务院の企業所得税過渡優遇政策実施に関する通知』（国発[2007]39号）第一条第三項の規定で、企業所得税の「2免3減」、「5免5減」などの定期減免税優遇の過渡期を享受する状況にある場合、当該居民企業の所得税適用税率は、過渡期適用税率に照らし、かつ半減徴税を期限満了までの適用を選択する、或いは高新技術企業の15%の税率の適用を選択することができるが、15%税率の半減徴税を享受してはならない。
- (二) 居民企業が高新技術企業に認定され、同時にソフトウェア生産企業および集積回路生産企業の企業所得税定期減免税の優遇条件にも合致する場合、当該居民企業の所得税適用税率は、高新技術企業に適用する15%の税率を選択することも、25%の法定税率に照らした半減徴税を選択することもできるが、15%税率の半減徴税を享受してはならない。
- (三) 居民企業が取得する、中華人民共和國企業所得税法实施条例の第八十六条、第八十七条、第八十八条および第九十条で規定する企業所得税を半減徴税することのできる所得とは、居民企業が当該部分の所得について、単独で計算し、かつ25%の法定税率に照らして半減納税しなければならない企業所得税を指す。
- (四) 高新技術企業の低減税率優遇は、適用条件変更の延長政策に属し、過渡政策には入っていない。そこで、居民企業が、税務機関の認可を経て2007年度およびそれ以前に高新技術企業或いは新技術企業所得税優遇を享受し、2008年およびそれ以降の年度には高新技術企業の認定を受けていない場合、2008年より高新技術企業の15%の税率を適用してはならず、『国务院の企業所得税過渡優遇政策実施に関する通知』（国発[2007]39号）第一条第二項で規定する過渡税率も適用せず、2008年度からは25%の法定税率を適用しなければならない。

二、居民企業の本部・分機構の過渡期税率執行問題について

居民企業が税務機関の認可を経て、2007年度以前に『国家税務総局の外商投資企業分支機構適用所得税税率問題に関する通知』（国税発[1997]49号）の規定に照らして、その税率の異なる地域の分支機構が単独で所得税の低減税率優遇を享受できていた場合、従来どおり、低減税率優遇の過渡政策を継続して単独で適用することができる。優遇過渡期が終了した後は、『国家税務総局の「地域を跨いだ経営の企業所得税一括納税徴収管理暫定弁法」発布に関する通知』（国税発[2008]28号）第十六条の規定に照らして統一執行する。